

報告第 6 号

令和 2 年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（専決処分）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 2 4 日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 31 日

恵庭市長 原 田 裕

令和 2 年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 129,076 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,917,641 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 道 支 出 金		4,963,497	129,076	5,092,573
	1. 道 補 助 金	4,963,497	129,076	5,092,573
歳 入	合 計	6,788,565	129,076	6,917,641

歳出 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 前 年 度 繰 上 充 用 金		0	129,076	129,076
	1. 前 年 度 繰 上 充 用 金	0	129,076	129,076
歳 出	合 計	6,788,565	129,076	6,917,641

令和 2年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2. 道支出金	千円 4,963,497	千円 129,076	千円 5,092,573
歳入合計	6,788,565	129,076	6,917,641

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
10.前年度繰上充用金	千円 0	千円 129,076	千円 129,076	千円 0	千円 129,076	千円 0	千円 0	千円 0
歳出合計	6,788,565	129,076	6,917,641	0	129,076	0	0	0

2. 歳 入
(款) 2 道支出金

(項) 1 道補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	千円 4,963,497	千円 129,076	千円 5,092,573	2 保 険 給 付 費 等 交 付 金 (特 別 交 付 金)	千円 129,076	特別調整交付金分（市町村向け） 千円 129,076
計	4,963,497	129,076	5,092,573			

3. 歳 出
(款) 10 前年度繰上充用金

(項) 1 前年度繰上充用金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 前年度繰上 充 用 金	千円 0	千円 129,076	千円 129,076	千円 129,076 道	千円	千円	千円	21 補償補填及 び 賠 償 金	千円 129,076	千円 1. 前年度繰上充用金 (129,076) 補償補填及び賠償金 129,076
計	0	129,076	129,076	129,076						

9

説 明 資 料
(国民健康保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経 費 名	補 正 額	補 正 額 の 財 源 内 訳					説 明
					国庫支出金	道支出金	地 方 債	その他	一般財源	
10 前年度繰上充用金	1 前年度繰上充用金	1 前年度繰上充用金	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	129,076		129,076				令和元年度国民健康保険特別会計に充用した繰上 充用金
合 計				129,076	0	129,076	0	0	0	

議案第18号

恵庭市花の拠点設置条例の制定について

恵庭市花の拠点設置条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和2年6月24日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市花の拠点設置条例

(目的)

第1条 この条例は、気軽に花と触れ合い、観光客やレクリエーション客が時間を消費できる魅力のあるエリアをつくり、「花のまち恵庭」の知名度を高めるための観光拠点として設置する恵庭市花の拠点（以下「花の拠点」という。）について、恵庭市都市公園条例（昭和40年条例第8号。以下「都市公園条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び都市公園条例において使用する用語の例による。

(名称及び位置)

第3条 花の拠点の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
花の拠点	恵庭市南島松817番1、817番3から5、817番7、

	8 1 7 番 8、8 1 7 番 1 0 から 1 2、8 1 7 番 1 8 から 2 2、8 2 3 番、8 2 7 番 1、8 2 8 番 1、8 2 8 番 3 から 5、8 2 8 番 9、8 2 8 番 1 0、8 2 9 番 1 から 7、8 3 1 番、8 3 2 番 1、8 3 2 番 3 から 5、8 3 3 番 2、8 3 5 番 2 から 5、8 3 6 番 1
--	---

(施設等)

第4条 花の拠点に、都市公園法第2条第2項の公園施設として、次の各号に掲げる便益施設を置く。

- (1) 駐車場（第5号に規定するRVパークを除く。以下同じ。）
- (2) 道と川の駅花ロードえにわ
- (3) 農畜産物直売所
- (4) 多目的交流物産館
- (5) RVパーク（車中泊専用駐車場をいう。以下同じ。）
- (6) センターハウス
- (7) 電気自動車等用急速充電設備（規則で定める電気自動車等を充電するための急速充電器及びそれに附属する規則で定める附帯物をいう。以下同じ。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、花の拠点に必要なものとして市長が設置するもの

2 花の拠点に都市公園法第5条第1項に定めるところにより、市長以外の者が同法第2条第2項の公園施設を設置する場合にあっては、都市公園条例の規定を準用する。

3 前2項の規定により設置される公園施設以外の部分をガーデンエリアと総称する。

4 市長は、入場に当たり入場料相当額として使用料を徴収する区域（以下「有料公園区域」という。）としてガーデンエリアの一部又は全部を別に定めることができる。

5 都市公園条例に定めるもののほか、花の拠点の公園施設のうち、RVパーク、センターハウス（RVパーク利用者用の休憩等に応ずる部分及び子ども用の遊戯に応ずる部分を利用する場合に限る。）及び電気自動車等用急速充電設備の使用料については、別表第1に掲げるとおりとする。

6 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前2項の使用料の全部又は一部

を免除することができる。

(供用時間及び休業日)

第5条 花の拠点の公園施設の区分に応じた供用時間及び休業日は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、供用時間及び休業日を変更し、また臨時に休業することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都市公園法第5条第1項の許可をする場合又は都市公園条例第25条の規定により指定管理者による管理を行わせる場合にあつては、当該公園施設の供用時間及び休業日は、当該許可を受ける者又は指定管理者が定めるものとする。

3 前項に規定する場合のほか、花の拠点の管理運営その他の理由で特に必要と認めるときは、臨時に供用時間又は休業日を定め、又は変更することができる。

4 前2項の規定により、市長以外の者が公園施設の供用時間及び休業日を定め、又は変更した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(利用の制限)

第6条 市長は、都市公園条例で定めるもののほか、花の拠点について、次の各号のいずれかに該当する者に対し、利用を拒否し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公序良俗に反する行為を現に行い、又は行うおそれのある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になるおそれのある者

(3) 施設又は設備を損傷するおそれのある者

(4) その他花の拠点の管理上支障があると認められる者

(損害賠償の義務)

第7条 花の拠点を利用する者が、花の拠点の施設を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(指定管理者)

第8条 都市公園条例第25条の規定により花の拠点の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、都市公園条例で定める業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うも

のとする。ただし、都市公園法第5条第1項の許可を受けた者が設置又は管理をする部分を除く。

- (1) 公園施設及びガーデンエリアの維持管理に関する業務
- (2) 公園施設及びガーデンエリアの利用調整に関する業務
- (3) 公園施設及びガーデンエリア並びにその附属設備の維持及び補修に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が花の拠点の管理運営に関して必要と認める業務

- 2 指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合においては、第6条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第9条 前条の規定により指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合においては、有料公園区域、RVパーク、センターハウス及び電気自動車等用急速充電設備の利用並びに行為の許可に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は別表第1に定める額を上限とするほか、利用料金に関する事項は、都市公園条例の規定を準用する。

(補則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(恵庭市道と川の駅花ロードえにわ設置条例の廃止)

- 2 恵庭市道と川の駅花ロードえにわ設置条例（平成17年条例第29号）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 使用許可等に係る手続その他花の拠点の供用を行うにあたり必要な準備行為は、この条例

の施行の日前においてもすることができる。

別表第 1（第 4 条関係）

名称	単位	使用料
R V パーク及びセンターハウス（R V パーク利用者用の休憩等に供する部分を利用する場合に限る。）	駐車場 1 区画 1 泊当たり	2, 5 0 0 円 ただし、センターハウス（R V パーク利用者用の休憩等に供する部分を利用する場合に限る。）の利用料金を含む。
	電源設備 1 基 1 泊当たり	5 0 0 円
センターハウス（子ども用の遊戯に供する部分を利用する場合に限る。）	1 時間当たり	2 5 0 円
電気自動車等用急速充電設備	1 回当たり 3 0 分	5 0 0 円

別表第 2（第 5 条関係）

名称	供用時間	休業日
駐車場、道と川の駅花ロードえにわ（2 4 時間トイレに限る。）、R V パーク、電気自動車等用急速充電設備及びガーデンエリア	0 時から 2 4 時まで	無休
道と川の駅花ロードえにわ（2 4 時間トイレを除く。）、多目的交流物産館及びセンターハウス	・ 4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで 午前 9 時から午後 6 時まで ・ 1 1 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日まで（休業日を除く）	各年の 1 2 月 3 1 日から翌年の 1 月 2 日までの間

	く。) 午前9時から午後5時まで	
農畜産物直売所	・4月1日から6月30日及び10月1日から11月30日まで 午前9時から午後5時まで ・7月1日から9月30日まで 午前9時から午後6時まで ・12月1日から翌年の3月31日まで（休業日を除く。） 午前10時から午後4時まで	各年の12月29日から翌年の1月4日までの間

議案第 19 号

花の拠点整備工事の請負契約の変更について

令和元年 9 月 11 日に議決された花の拠点整備工事の請負契約を次のとおり変更することについて議決を求める。

令和 2 年 6 月 24 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

変更前の契約金額	変更後の契約金額
540,320,000円	546,579,000円

議案第 20 号

令和 2 年度恵庭市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度恵庭市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 4 5 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6, 1 3 5, 4 1 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

令和 2 年 6 月 2 4 日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入		千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
21. 繰越金		165,143	4,459	169,602
	1. 繰越金	165,143	4,459	169,602
歳入	合 計	36,130,952	4,459	36,135,411

歳出		千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		1,101,264	4,459	1,105,723
	1. 商工費	1,101,264	4,459	1,105,723
歳出	合 計	36,130,952	4,459	36,135,411

第二表 繰越明許費

(単位 千円)			
款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	9-2 市制施行50周年記念事業費 (50周年事業室)	7,815

令和 2年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
21. 繰越金	165,143	4,459	169,602
歳入合計	36,130,952	4,459	36,135,411

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7. 商工費	1,101,264	4,459	1,105,723	0	0	0	0	4,459
歳出合計	36,130,952	4,459	36,135,411	0	0	0	0	4,459

2. 歳 入

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	千円 165,143	千円 4,459	千円 169,602	1 繰 越 金	千円 4,459	繰越金 千円 4,459
計	165,143	4,459	169,602			

3. 歳 出

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
2 商 工 業 振 興 費	千円 199,012	千円 4,459	千円 203,471	千円	千円	千円	千円 4,459	21 補 償 補 填 及び賠償金	千円 4,459	1. 中小企業振興対策事業費 補償補填及び賠償金
計	199,012	4,459	203,471				4,459			

説 明 資 料

(一般会計)

(千円)

款	項	目	経 費 名	補 正 額	補正額の財源内訳					説 明
					国庫支出金	道支出金	地 方 債	その他	一般財源	
7 商 工 費	1 商 工 費	2 商工業振興費	1 中小企業振興対策事業費	4,459					4,459	恵庭市中小企業振興融資にかかる損失補償の実施
合 計				4,459	0	0	0	0	4,459	一般財源の内訳 繰越金 4,459